

著作権を考える
第6回(最終回)

学術著作権について

1. はじめに

学術著作権を考える場合、人文・社会科学系と理工学・医学系では大きく事情が異なる。人文・社会科学系の学術著作物は、論説・評論など書籍として出版されることも多く、著者が著作権収入に依存している場合も少なくない。その点は文芸作品と類似しているといえる。一方理工学・医学系では（教科書などの出版物を除けば）著者は著作権を出版社に譲渡しており、著作権収入というものはそもそも存在しない。また理工学・医学の研究者はその論文をできるだけ多くの他の研究者に読んでもらうことを出版の目的としており、できれば無料で公開してほしいと考えている。さらに学術出版社は膨大な数の論文を出版し、広くアクセスを提供することをビジネスとしており、研究活動の活発化により、その需要はますます増大している。以下の議論は主としてこの理工学・医学を中心とした学術論文に関わる著作権についておこなう。

2. 学術論文の著作権

そもそも学術論文に著作権はあるのだろうか。学術論文もひとつの著作物であるから、当然著作権法の保護の対象となる。ただし保護の対象は著作物の「表現」である。当然のことながら、論文の主張する科学的事実（「クラゲが発光する」など）は思想・感情の表現ではないから著作権はない。また文化庁の「著作権なるほど質問箱」を見ると¹⁾、「富士山の高さは何メートルであるといった単なるデータは、事実すぎず、思想又は感情を包含していないため、それ自体は著作権法による保護はありません。ただし、それらのデータ

を収集し、一定の考え方のもとにまとめて整理したものであれば、全体として、編集著作物又はデータベースの著作物として、また、創意工夫をこらした図表にしたような場合は、図形の著作物として、保護される可能性はあります。」とある。このように、学術論文に掲載されている事実やデータには著作権がないと考えてよい。

ただし上記にあるように、論文中の図表や写真は著作物であり、ある論文中の図表を他の論文で使用する場合は、著作権者の許諾を得ることが通常求められている。もっともその使用が「引用」に該当する場合には、許諾は必要がないと思われる。

それでは論文の文章に著作権はあるのだろうか。2005年4月28日の大阪高等裁判所判決では「実験結果の記述は誰が書いても同じような記述になると考えられる」として創作性を否定している²⁾。理工学・医学の論文は人文・社会科学のそれと異なり、個々の文章に文芸性は少ないのでこれは当然と考えられる。

したがって図表を除いては、学術論文の個々の要素には著作権は少ないと考えることができる。

3. 著作権の出版社への譲渡

欧米では学術出版が商業ビジネスとして発展したため、早くから著作権の出版社への譲渡がおこなわれていたが、わが国ではそれほど顕著ではなかった。しかし乾式コピー機が普及し、また近年電子ジャーナルが普及するに従い、複写権、公衆送信権にもとづく著作権者の許諾が必要となり、この許諾を円滑にすすめるために著者から出版社への著作権譲渡が欧米並みに普及してきている。

一方最近学術雑誌のオープンアクセス運動が広まり、その一環として自分の論文を自分のホームページや機関リポジトリに掲載することが多くなったが、その際著作権を出版社に譲渡しているとその許諾が必要となる。その結果研究者が著作権を主張する動きも出てきている。そうした動きを受けて、「著作権譲渡」でなく「出版ライセンス」方式を採用する出版社も見受けられるようになった。たとえばNature Publishing Groupの出版ライセンスは、次のようになっている³⁾。

- 著者は出版者に次の排他的ライセンスを与える。
- ・現存するまたは将来に出現するあらゆる形式およびメディア（印刷、デジタル、電子的形式に限ることなく）による世界中における出版、複製、頒布、公表、保存する権利
 - ・他の言語への翻訳、翻案、要約、抽出、その論文を基にした派生的著作物の作成とそれに対する権利

著者は次の行為が許される

- ・印刷体による著者自身の著作（本または学位論文）への転載
- ・所属する教育機関における、授業のための複製
- ・著者自身のWebサイト、もしくは機関リポジトリに採択された最終原稿（WordまたはTeXで）を登載（6ヵ月後、リンクが必要）
- ・他の著作自身の著作内で、当該著作で作成した図表を再利用

このような例は英国王立化学会など欧米に数誌ある。わが国では、情報科学技術協会の「情報の科学と技術」においてある著者が著作権譲渡を拒否したことをきっかけに議論がおこなわれ、出版ライセンス方式に転換した。当協会の「専門図書館」誌もこれにならって出版ライセンス方式を採用している。

4. オープンアクセスと著作権

オープンアクセス雑誌の代表格であるBioMed

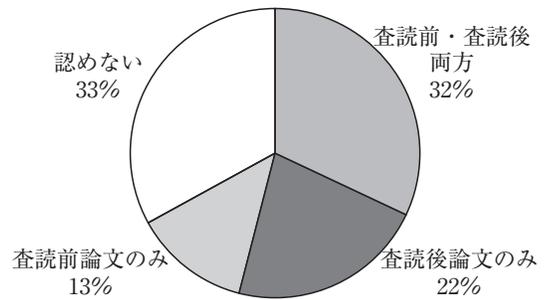


図1 無許諾でのリポジトリ掲載を認める出版社の割合（SHERPA/RoMEO調査）

Central（現在はSpringerの傘下）やPLoSでは著作権の譲渡はおこなっておらず、そのかわりにCreative Commonsの「帰属（attribution）」ライセンスを採用している。これは論文の著作者名を明記しさえすればどんな利用も無許諾で許される、というもので、複製や販売はもちろん、図表の再利用や文章の利用も自由である。その目的は科学技術的成果の自由な利用を促進することであると考えられる。

オープンアクセスのもうひとつの方式、機関リポジトリにおいては、前述のように論文をリポジトリに掲載する場合に著作権者の許諾が必要となる。著作権を譲渡している場合は出版社の許諾となるが、これは著者や機関リポジトリを運営する図書館にとってわずらわしい作業となる。そこで図書館側の要請に答え、多くの出版社が無許諾でのリポジトリ掲載を認めている。2009年1月現在の出版社の状況は図1のとおりである⁴⁾。

査読前・査読後のどちらも認めている出版社はElsevier、Emerald、Karger、Springer、BMJ、米国物理学会（APS）、米国物理学協会（AIP）、IEEE、査読後のみを認めている出版社はTaylor & Francis、Wiley Blackwell、Nature、Science（AAAS）、Oxford University Press、英国王立化学会などで、主要な出版社はほとんどリポジトリ掲載を認めている。

主要出版社の方針例を例として紹介しよう。

(1) Elsevier

プレプリント版をプレプリント・サーバに登載

すること、著者の最終原稿を（出版後ただちに）著者個人の、または所属機関のサイトに書誌とDOIを記載して登載することを認める。

(2) Nature Publishing Group

著作権は著者が保持する。出版の6ヵ月後に著者の最終原稿を研究助成機関リポジトリ、機関リポジトリ、著者自身のサイトに書誌とDOIを記載して登載することを認める。

(3) Science Magazine

著作権は著者が保持する。著者自身のサイトに出版社へのリンクを明示して登載することを認める。また出版の6ヵ月後に著者の最終原稿を研究助成機関リポジトリへの登載を認める。

許諾を明示していない出版社に投稿する著者のために、SPARCはScience Commonsと協力して著作権譲渡書の付属文書を定式化し、著者がリポジトリ等に著者原稿を登載する権利を保留することを推奨している

わが国では国立情報学研究所の委託により、筑波大学、千葉大学、神戸大学、東京工業大学のチームが学会出版社の機関リポジトリへの対応状況を調査し、「学協会著作権ポリシーデータベース (Society Copyright Policies in Japan : SCPJ)」としてデータベース化している⁵⁾。これによれば、登録学協会1,815件のうち、256件が何らかの形で登載を認めているのに対し、検討中・無回答（グレー）が1,405件と圧倒的であった（2009年1月現在）。すなわち、わが国では機関リポジトリについて学協会の検討がほとんど進んでいないことを示している。

5. アーカイブと著作権

科学技術振興機構（JST）がおこなっているJournal@rchive事業では、日本で発行された学術雑誌約500誌を創刊号に遡ってデジタル化しようとしている⁶⁾。前述のように、過去には学術雑誌において著作権譲渡がおこなわれていなかったので、あらたに著作権処理を進める必要がある。正式には文化庁の裁定制度を利用すべきところであ

るが、これは時間もかかり必ずしも实际的でないので、JSTではこれにかわるやり方として、学会会告で著作権者に呼びかける方式も示している。この方式では、後に著作権者が出現した場合は、掲載の中止などを求められる可能性はあるものの、日本では米国と異なり懲罰的賠償金の仕組みがないため、現実性がある。なお国立国会図書館の近代デジタルライブラリーではもっぱら裁定制度を利用して著作権処理をおこなっており、この実務にかかる費用が多額に上っていると聞いている。

2004年にGoogleがGoogle Print Project（後にGoogle Book Searchと改名）を発表し、Stanford大学図書館など5図書館の蔵書の電子化を始めた。このプロジェクトでは著作権が消滅していない書籍も対象となっていたため、翌年米国作家連盟および米国出版社協会から著作権侵害等で告訴された。Googleはこの電子化は公益のためであり、不参加（opt-out）も可能であるから公正使用（fair use）であると主張していたが、2008年10月に一転して和解したことは周知のとおりである。この結果、著作権のある書籍の電子化事業が公正使用であるかどうかの裁判所判断はおこなわれず、グレー（というよりも黒に近い）の結果となってしまった。

6. DRM

デジタル著作権管理（Digital Rights Management : DRM）とはデジタル著作物の利用をコントロールする技術の総称である。これにはアクセスの制限、複製の制限、印刷の制限、などさまざまなものが含まれる。地上波デジタル放送におけるコピー10の制限もDRMの一種である（ちなみに欧米ではデジタル放送にはコピーガードがない）。学術論文のPDFファイルについては世界的には改変禁止以外のDRMは適用しないことが慣習となっており、論文中のテキストや図表のコピーも自由に行える。また最近欧米で普及が進んでいる電子版の学術書籍においてもDRMはかかっていないことが多い。これは欧米の図書館が

DRMに強く反発していることによると考えられる。

7. 二次データベースでの利用

図書館の目録 (OPAC) やMEDLINEなどの二次情報データベースでは昔から書籍・文献の書誌をデータベース化している。書誌データは単に事実を示すデータであるので、著作権はないと考えられる。またWeb of Science、Scopus、NIIのCiNiiなど引用文献を索引しているデータベースもいくつかあるが、これにも著作権はないと考えられる。一方著者が作成している抄録は当然著作物である。しかし欧米では、データベース側はこれを自由に利用することが慣習化しており、特に許諾を求めておらず、また対価も支払っていない。これは著者抄録をデータベースに収録してもらうことが著作権者の利益となるからである。

わが国では著作権の解釈がより厳格なため、JSTは従来著者抄録の利用料を学会等に支払ってきた。最近は書誌事項・抄録・引用文献リストなどは電子化されており、データベース製作者がこれを購入 (ライセンス) する事例が増加している。これは著作権法外の取引である。CrossRefでもCrossRef Metadata Servicesとして会員のデータをライセンスしている⁷⁾。

8. スライドを撮影してよいか

劇場や音楽会場で実演を撮影したり録音したりすることは通常主催者が禁止している。個人として楽しむための撮影・録音であれば著作権に触れることはないはずであるが、実際にはこれが外部に流出することを恐れ、また周りの人の迷惑となるためである。これに対し学会発表のスライドを撮影することはしばしばおこなわれている。特に口頭発表のスライドには予稿集に記載されていない詳細なデータが記載されていることがあり、研究者としてはぜひ記録しておきたいということであろう。2008年のNatureの記事によると⁸⁾、ある学会で「暗黒物質」についての口頭発表のデータが無断で写真撮影され、それが他の出版物で紹介

されたことに発表者が抗議した、とあつた。しかしこの会議のオーガナイザーは撮影は禁止しておらず撮影されても当然と説明し、その利用方法はモラルの問題との立場をとっている。もちろん撮影や録音を禁止している学会も多い⁹⁾。禁止の理由は、口頭発表データは完全なものではなく、正式発表されたものではないからであると述べている。しかしNatureのコメントを読むと、発表したからにはそのデータが利用されても仕方がない、との立場をとる研究者もいるようである。

9. おわりに

学術情報の著作権の状況は文芸の著作権とは性格が大きく異なっている。これまでは元の著作権者である研究者の注目を呼ばなかったが、商業出版社の寡占化やオープンアクセス運動などの影響をうけて、最近はさまざまな議論がおこなわれている。今後の動向に注目したい。

愛知大学文学部

時実 象一 (ときざね そういち)

[参考文献]

- 1) 「著作権なるほど質問箱」。
http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/answer.asp?Q_ID=0000028 (2009. 7. 5 参照)。
- 2) 水谷直樹. 科学技術論文の著作者人格権侵害が否定された事例. 発明. 2005. 11.
<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/200511news.html> (2009. 7. 5 参照)。
- 3) NPG author licence policy.
http://www.nature.com/authors/editorial_policies/license.html (2009. 7. 5 参照)。
- 4) SHERPA/RoMEO.
<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/> (2009. 7. 5 参照)。
- 5) 学協会著作権ポリシーデータベース。
<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/scpj/> (2009. 7. 5 参照)。
- 6) Journal@rchive.

- http://www.journalarchive.jst.go.jp/ (2009. 7. 5 参照).
- 7) CrossRef Metadata Services.
http://www.crossref.org/metadata_services.html (2009. 7. 5 参照).
- 8) Geoff Brumfiel. Physicists aflutter about data photographed at conference. Nature. 2 Sept. 2008.
- 9) Bethany Halford. "Camera Shy: ACS cracks down on unauthorized photography at meetings". Chem. Eng. News. 2009, March 2, 87 (9), 41.

Copyright on Scholarly Articles

(By Soichi Tokizane, Aichi University Faculty of Letters)

Japanese Copyright Law does not grant copyright to factual data which is the major constituent of scholarly articles. Besides the judgment of the Osaka District Court declared that scientific writing does not include dokusei. It has been customary in the Western world that authors of scientific articles xxx their copyright to publishers. This practice has become predominant among Japanese journals, too. Some publishers, however, allow authors to keep their copyright with them, while retain rights to publish them exclusively in printed publications as well as online. Development of Open Access recently has kyosei publishers to allow institutional repositories to make their journal articles published free of charge. A number of publishers allow this copyright exemption without written permission. Copyright restriction causes difficulties in digitizing archival materials whose copyright holders are not identifiable. Copyright on bibliographic data and abstracts, and effect of DRM on copyright issues are also discussed.